

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長瀬町長 大澤 タキ江

市町村名 (市町村コード)	長瀬町 (11363)
地域名 (地域内農業集落名)	井戸地区 (井戸上郷、井戸中郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎的データ】

認定農業者:3人、基本構想水準到達・直売所出荷農家4人、自家消費農家:17人(アンケートに基づく)

主な作物:露地野菜、ブドウ、柿、栗等

【地域の現状・課題】

- ・自給的農家の中には75歳以上で後継者が決まっていない農地もあるため、担い手等の確保が必要である。
- ・耕作はしておらず、管理のみの農地は、管理も難しくなっており、受け手がいれば借りてほしいという地権者が多い。
- ・農地が分散している場所は集約が難しい。
- ・相続により、所有者が町外にいる農地については、耕作放棄地となっている箇所がある。
- ・川・山が近いこともあり農作物の有害鳥獣により被害もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・販売農家のうち半数以上が規模拡大を行ったため、今後については現状維持していく意向。
- ・果樹栽培を行っている農業法人については、施設野菜、施設果樹での拡大意向があるが、労働力の確保に苦慮しているため、求人募集や研修生の受け入れを積極的に行い労働力の確保次第、集約・集積も行っていく意向。
- ・自給的農家の中には75歳以上で後継者不在の農地もある。今後について第三者への農地の貸付け(事業継承)についても支援を行っていく。
- ・農業の他に、キャンプ場やラフティングなどの観光関連事業もあり、人の流れがあり活気がある地区である。ここ数年では分家住宅の建築や移住により若いファミリー層も若干ではあるが増えているため、まずは自作も含め多様な農用地利用を行い、耕作放棄地を発生させないよう努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業者等に対して、農地中間管理機構の利用について周知を行い、農地中間管理事業の活用につなげていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では基盤整備は見込んでいない。今後は農業者等の意向も聞き取り、要望があれば検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
秩父地域振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外からの多様な経営体の参入について調整・検討し、相談があった際には積極的に支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--